**令和４年10月から「短期組合員」制度が開始します**

短期給付係　　　　　（082）513-4957

令和４年10月１日（以下「施行日」という。）から，共済組合制度が次のとおり変わります。

◆　共済組合制度の適用範囲が拡大され，全ての事業が適用される「一般組合員」制度とは別に，短期給付及び福祉事業が適用される「短期組合員」制度が新設されます。

◆　これまで「一般組合員」であった臨時的任用職員の方は，「短期組合員」となります。

　（日本年金機構が厚生年金保険を実施）

**短期組合員制度の適用範囲（①～③のいずれか）**

公立学校等に勤務する臨時的任用職員，会計年度任用職員，任期付短時間勤務職員，再任用

短時間勤務職員及び特別職非常勤職員（いずれも類似の職を含む。）のうち，**次のパターン①**

**から③のいずれかの全てにチェックが入る場合**，短期組合員制度が適用となります。

**パターン②**

**パターン③**

**パターン①**

□ 報酬の月額が8万８千円以上

□ ２か月を超える任用の見込みがある

□ ２か月を超える任用の

見込みがある

□ ２か月を超える任用の

見込みがある

□ １週間の所定勤務時間及び１か月間の所定勤務日数が常勤職員の４分の３以上

□ 学生でない

□ 週の所定勤務時間（授業時間数ではない。）が20時間以上

□ フルタイム勤務

注：会計年度任用職員（フルタイム）及び特別職非常勤職員（フルタイム）については，13か月目の初日以降は「一般組合員」となります。

**共済制度の適用範囲（施行日以降）**

施行日（制度切替時）の資格の得喪は次のとおりです。厚生年金保険に加入することとなる方は，日本年金機構に対し，別途必要な手続を行ってください。

施行日前日に組合員であり，施行日に任用が引き続いていることが確認できる場合，制度切替時に手続不要です。施行日前の組合員証等は，継続して使用できます。

短期組合員の資格を取得した場合，これまで加入していた国民健康保険や被扶養者（社会保険・共済組合）の資格を喪失することになりますので，これらの手続も行ってください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 現行制度 | 新制度(R4.10.1～) |
| 臨時的任用職員 | 健康保険 | **共済組合** | **共済組合** |
| 年金 | **共済組合** | 一般厚生年金 |
| 現　社会保険 加入会計年度任用職員任期付短時間勤務職員再任用短時間勤務職員特別職非常勤職員 | 健康保険 | 協会けんぽ | **共済組合** |
| 年金 | 一般厚生年金 | 一般厚生年金 |
| 現　社会保険 非加入会計年度任用職員任期付短時間勤務職員再任用短時間勤務職員特別職非常勤職員 | 健康保険 | 国民健康保険・被扶養者等 | **共済組合** |
| 年金 | 国民年金 | 一般厚生年金 |